

各国の意匠制度概要

		日本	アメリカ合衆国	欧州共同体	韓国	中国	
制度		意匠権	意匠特許 (Design Patent)	登録共同体意匠 (RCD:Registered Community Design)	デザイン権	意匠特許権 (中文では「外観設計専利」)	
	保護対象	「意匠」の定義	物品 (物品の部分を含む) の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起こさせるもの	製造物品のための新規で独創的かつ装飾的なもの	製品全体又は部分の外観	物品 (物品の部分及び書体を含む) の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起こさせるもの	製品の形状、図案又はその結合及び色彩と形状、図案の結合に対して行われ、優れた外観を備え、かつ工業への応用に適した新たな設計
		画面デザイン	一定の表示画像及び操作画像を物品の部分として保護ソフトウェアの画像、電子計算機に表示される画像は保護対象外	表示画面に表示される画像 (表示画面の物品の種類は問われない)	画像自体、アイコン自体として登録可能	物品の部分として保護	画像は保護対象外
	主な登録要件 (判断主体)	新規性 (需要者) 創作非容易性 (当業者) 工業上利用可能性	新規性 (平均的な観察者) 非自明性 (通常のデザイナー) 実施可能性	新規性 独自性 (情報に通じた使用者)	新規性 創作非容易性 工業上利用可能性	新規性 (一般消費者)	
	意匠権の権利期間の終期及び起算点	登録から 20 年	付与から 14 年	出願日から 5 年、以後 5 年毎に 4 回	出願から 20 年	出願から 10 年	
	実体審査の有無	あり	あり	事実上の無審査主義 (審査対象は ①意匠の定義に該当するか否か ②公序良俗違反か否かの 2 点のみ)	審査主義、ただし一部の物品については部分的な無審査登録主義	無審査主義	
手続	複数意匠の出願	原則として一意匠一出願	一意匠一出願が原則だが、単一の意匠概念に含まれると判断されれば複数の実施例を一出願に含めることが可能	同一ロカルノクラス内の複数の意匠	一出願に 100 意匠まで出願可能	同一製品の類似する意匠を 10 意匠まで含めることが可能	
	必要な図面	正投影図法による 6 面図が原則必要 その他、斜視図、断面図、端面図、展開図などが必要な場合がある	クレームした意匠を表現するのに十分な数の図の提出が必要	7 図以下であれば、図の種類、数は出願人の任意	デザインの創作内容と全体的な形態を明確に表現する 1 図以上の図面	物品の設計要点が 6 つの面に係わっている場合には、6 つの正投影図が必要	
	費用	出願・登録料	意匠登録出願: 16,000 円 秘密意匠の請求: 5,100 円	出願料: 250 ドル 付加料: サーチ料 120 ドル、 審査料 160 ドル、 特許発行料 990 ドル	登録料: 230 ユーロ 公表料: 120 ユーロ 公表繰延請求料: 40 ユーロ (一意匠出願の場合)	(電子出願) 60,000 ウォン (書面出願) 70,000 ウォン ※無審査登録の場合はそれぞれ 1 デザインごとに 45,000 ウォン・55,000 ウォン	出願料: 500 元 登録料: 205 元
		更新料	第 1-3 年: 毎年 8,500 円 第 4-20 年: 毎年 16,900 円	無し (更新のための費用を要しない)	第 1 期: 90 ユーロ 第 2 期: 120 ユーロ 第 3 期: 150 ユーロ 第 4 期: 180 ユーロ	第 1-3 年: 25,000 x 3 = 75,000 ウォン 第 4-6 年: 毎年 35,000 ウォン 第 7-9 年: 毎年 70,000 ウォン 第 10-12 年: 毎年 140,000 ウォン 第 13-15 年: 毎年 210,000 ウォン	第 1-3 年: 毎年 600 元 第 4-5 年: 毎年 900 元 第 6-8 年: 毎年 1,200 元 第 9-10 年: 毎年 2,000 元